

人厚第3396号  
18.4.3  
一部改正 防人計第354号  
19.1.9  
一部改正 人制第3375号  
19.3.30  
一部改正 防人給第7896号  
26.5.30

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官

人事教育局長

#### 地域手当の運用について（通知）

標記について、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第90号。以下「改正令」という。）附則第9条及び防衛庁職員給与施行規則（昭和44年総理府令第45号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり定められ、平成18年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、調整手当の運用について（人3第7235号。4.12.16）は廃止されたので、併せて通知する。

#### 記

- 1 改正令附則第9条第2項本文又は第5項本文の規定により防衛大臣が定める場合は、一般職に属する国家公務員における経過措置対象地域又は八尾市に引き続き在籍していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に対する地域手当の支給の例による。
- 2 改正令附則第9条第2項ただし書又は第5項ただし書により防衛大臣の定めることとされている地域手当の支給については、一般職に属する国家公務員の例による。
- 2の2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第57号）附則第3条に規定する防衛大臣が定める場合は、一般職に属する国家公務員について定められるところの例による。

3 規則第5条の規定により防衛大臣が定めることとされている地域手当を支給される場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第14条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3又は第11条の6の規定による地域手当の支給を受けていた職員が、その在勤する地域若しくは官署を異にして異動し、又は当該職員の在勤する官署が移転し、かつ、当該異動又は移転（以下「異動等」という。）の日において、当該職員が自衛官（法第6条第2項に定める自衛官を除く。以下同じ。）となり、その者が当該異動等の日の前日に自衛官であったものとした場合に法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第1項本文の規定に該当することとなる場合
- (2) 法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3の規定による地域手当の支給を受けていた自衛官が、異動等し、かつ、当該異動等の日において自衛官以外の職員となり、その者が当該異動等の日の前日に自衛官以外の職員であったものとした場合に法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第1項本文又は第2項本文の規定に該当することとなる場合
- (3) 法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3第1項に規定する地域若しくは官署又は法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の6第1項に規定する官署に在勤していた職員で異動等により法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第1項本文又は第2項本文の規定による地域手当の支給を受けていた職員（以下「異動保障職員」という。）が、自衛官となった場合
- (4) 異動等により法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第1項本文の規定による地域手当の支給を受けていた自衛官（以下「異動保障自衛官」という。）が、自衛官以外の職員となった場合
- (5) 異動保障職員が、自衛官となり、かつ、当該自衛官となった日に異動等し、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3第1項に規定する地域若しくは官署に該当しない場合又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署に係る改正令附則第8条第2項の規定による地域手当の支給割合が当該異動保障職員となった日の前日に自衛官であったものとした場合にその日に受けることとなる地域手当の支給割合に達しない場合
- (6) 異動保障自衛官が、自衛官以外の職員となり、かつ、当該自衛官以外の職員となった日に異動等し、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3第1項に規定する地域若しくは官署若しくは法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の6第1項に規定する官署に該当しない場合又は改正令附則第8条第1項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとなる地域手当の支給割合が当該異動保障自衛官となった日の前日に自衛官以外の職員であったもの

とした場合にその日に受けることとなる地域手当の支給割合に達しない場合  
(7) 前各号に掲げるもののほか、特に防衛大臣が必要と認める場合

4 前項各号に掲げる場合に該当する職員に対する地域手当の支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とし、当該割合による地域手当の支給を受ける期間は、法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第1項又は第2項の規定の例による。

(1) 前項第1号、第3号又は第5号に該当する職員 当該異動等の日の前日（前項第5号に該当する職員が異動保障職員となってから2年を経過するまでの間にあつては、異動保障職員となった日の前日）において法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3の規定の適用を受けるものとした場合における同法第11条の7第1項各号に規定する期間の区分に応じて得られる割合

(2) 前項第2号、第4号又は第6号に該当する職員 当該異動等の日の前日（前項第6号に該当する職員が異動保障自衛官となってから2年を経過するまでの間にあつては、異動保障自衛官となった日の前日）において法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の3又は第11条の6の規定の適用を受けるものとした場合における同法第11条の7第1項各号又は第2項各号に規定する期間の区分に応じて得られる割合

(3) 前項第7号に該当する職員 前2号の規定に準じて防衛大臣が認める割合